

特定非営利活動法人日本炎症性腸疾患学会 COI・倫理規定

1. COI 規定

- 1) 学術集会において共催セミナー、教育講演、特別講演などの座長及び司会者は、COI 申請書を提出しなければならない。なお、一般演題及びポスター発表においては、その限りではない。
- 2) COI のスライド提示は、座長及び司会者の紹介の際に提示する。
- 3) COI 申告書は及び COI スライドは、発表者(共同演者を含む)と共有するため、申告の際は、該当するものを選択または〇をすることで明確に示すこと。

2. 倫理規定

1. 演題登録時の Medical ethics 申請を設ける。
-

あなたの発表内容に該当する項目をチェックしてください。

- 倫理委員会が不要な発表である。1)
侵襲を伴わない（軽微な侵襲を伴う）研究であって介入を行わないもので当該施設等の倫理委員会承認を得ている。
「臨床研究法」の適用されない介入を行う研究で当該施設等の倫理委員会承認を得て公開データベースへの登録が済んでいる。
「臨床研究法」の対象であり、CRB(臨床研究審査委員会)の承認を得て公開データベースへの登録が済んでいる。
その他のカテゴリーの研究で当該施設等の倫理委員会承認を得ている。
「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」に基づく臨床研究については国の承認を得ている。
-

1) 症例報告など倫理審査が不要な研究

- ・動物実験や一般に入手可能な細胞(iPS 細胞、組織幹細胞を含む)を用いた基礎的研究。
- ・9例以下をまとめた研究性のない症例報告。
- ・法令に基づく研究(臨床研究法、再生医療等安全性確保法は除く)。
- ・既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般に入手可能な試料・情報を使った研究。
- ・既に匿名化されている試料・情報(特定の個人を識別できない状態に加工され、対応表がどこにも存在しないもの)を用いた研究。但し、体細胞由来のゲノムデータ解析は除く。
- ・既に作成されている匿名加工情報または非識別加工情報を用いた研究。
- ・論文や公開されているデータベース、ガイドラインのみを用いた研究。

<上記の倫理に関する内容は今後国の指針変更に伴い改定を行う可能性があります
(2017年4月現在)>

参考

人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成29年2月28日一部改正版）

人を対象とする医学系研究に関する倫理指針ガイダンス（平成29年3月8日一部改訂版）

ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成29年2月28日一部改正）

2. 症例報告に関しては、演題募集時に、表記のしかたについてプライバシーに配慮していただくよう、当番会長が、募集要項に注意喚起文を掲載することとする。
3. この倫理規定は、平成29年12月1日より施行する。(第9回より)
この倫理規定は、2020年4月7日より施行する。 (第11回より)
このCOI規定は、2020年5月21日より施行する。 (第13回より)
この倫理規定は、2023年4月12日より施行する。 (第14回より)